

## 平成20年度総会・技術研修会開催される

平成20年6月6日(金)午後、さいたま市の埼玉会館において、平成20年度通常総会が開催されました。

当日は、33名の会員の出席を得て、村田佳久会長を議長として総会が進められました。

### ● 会長あいさつ

会員の皆様には、日ごろより当協議会の活動につきまして、特段の御理解と御協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、当協議会も設立後10年が経過し、11年目を迎えております。

環境省の推計では、平成18年度におけるフロン回収破壊法のフロン回収率は約36%とまだ低位な水準にあります。

フロン回収の一層の向上を図るため、昨年10月に施行された改正フロン回収破壊法の正しい理解と着実な実施が重要でございます。

本日、フロン回収処理推進協議会の馬場氏による技術研修会において、行程管理票と改正フロン回収破壊法について詳しく内容を説明いただき、法規制への対応業務等にお役にたてただければ幸いに存じます。



### ● 議 事

#### 1. 報告事項

平成20年4月の県の組織改正による役員の変更について報告がありました。

新役員は次のとおりです。

常務理事 金子昌一郎(埼玉県環境部青空再生課長)

#### 2. 審議事項

##### (1)平成19年度事業報告及び収支決算に関する件

平成19年度の事業報告と収支決算(収入763,330円、支出411,720円、差引額351,610円を平成20年度に繰越)が承認されました。

##### (2)平成20年度事業計画(案)及び予算(案)に関する件

平成20年度はおおむね例年どおりの事業を実施し、予算額を682,000円とすることが承認されました。

##### (3)役員を選任に関する件

### ● 新役員名簿(敬称略)

会 長	村田 佳久(埼玉県冷凍空調工業会)	副 会 長	高橋 栄志(埼玉県電機商業組合)
常務理事	金子昌一郎(埼玉県環境部青空再生課)	理 事	平沼 一幸(埼玉県自動車販売店協会)
理 事	黒木 健之(埼玉県冷凍空調工業会)	理 事	奥村 豊彦(太平洋セメント(株))
監 事	加賀山保一(榑市川環境エンジニアリング)	監 事	高 木 一(埼玉県冷凍空調工業会)

## ■ 技術研修会

総会終了後、有限責任中間法人フロン回収推進産業協議会 (INFREP) の登録専門員である馬場範夫氏をお招きし、「改正フロン回収・破壊法 説明会」と題して御講演をいただきました。

馬場氏からは、改正フロン回収破壊法における行程管理制度(フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度)等について、行程管理票を使用しながら具体例を紹介していただくなど、丁寧な御説明がありました。



既存の冷凍空調機器には、フロン類が冷媒として使用されているものが多く、フロン回収の推進のために、行程管理制度の遵守が重要であることを強調されていました。

## 改正フロン回収破壊法概要

フロン回収破壊法(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)が改正され、昨年10月1日から施行されています

前号までのFC通信において掲載しておりますが、改正の概要について改めてお知らせします。

### (1)行程管理制度(フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度)の導入

業務用冷凍空調機器の廃棄等(部品をリサイクルすることを目的に譲渡する場合も含む)を行おうとする者は、フロン類回収業者に直接フロン類を引き渡す場合は回収依頼書を、フロン類の引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を受託する者に委託確認書を交付しなければならない。

### (2)整備時のフロン回収義務の明確化

業務用冷凍空調機器の整備を行う者も、フロン類の回収作業を行うには都道府県知事の登録が必要(または、回収作業を登録されたフロン類回収業者に委託しなければならない)。

### (3)解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明

建物解体工事の元請業者は、その建物にフロン類を含む業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果を工事発注者に書面(事前確認書)で説明しなければならない。また、工事発注者はその確認作業に協力しなければならない。

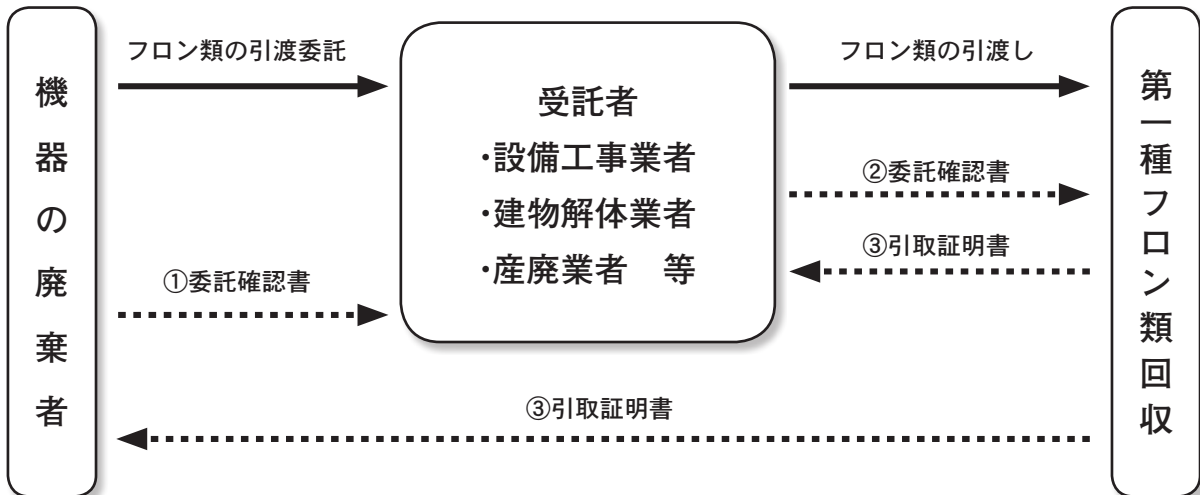
### (4)フロン類の回収が必要な場合の拡大

業務用冷凍空調機器の部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に機器を譲渡する場合についても、フロン類回収業者によるフロン類の回収が義務化された。

### (5)都道府県知事に廃棄者等に対する指導等の権限を付与

都道府県知事は、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者などに対しても、新たに、指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることができる。

<行程管理制度(マニフェスト制度)の概要>



**平成19年度 フロン類回収状況**

埼玉県における、フロン回収破壊法に基づく第一種フロン類(業務用冷凍空調機器)の回収状況がまとまりました。回収量は126.0トンであり、平成18年度と比較して約3割増となっています。

これは主として、法改正により整備時のフロン類回収量報告が追加されたこと、行程管理制度の導入による特定製品廃棄時におけるフロン回収の推進によるものと考えられます。

(単位：トン)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
回収した量 (3種類の合計量)	88.5	102.0	101.3	92.8	126.0
破壊業者に 引き渡した量	76.0	91.1	93.9	82.7	107.4
再利用した量	11.1	10.6	7.9	9.8	14.9

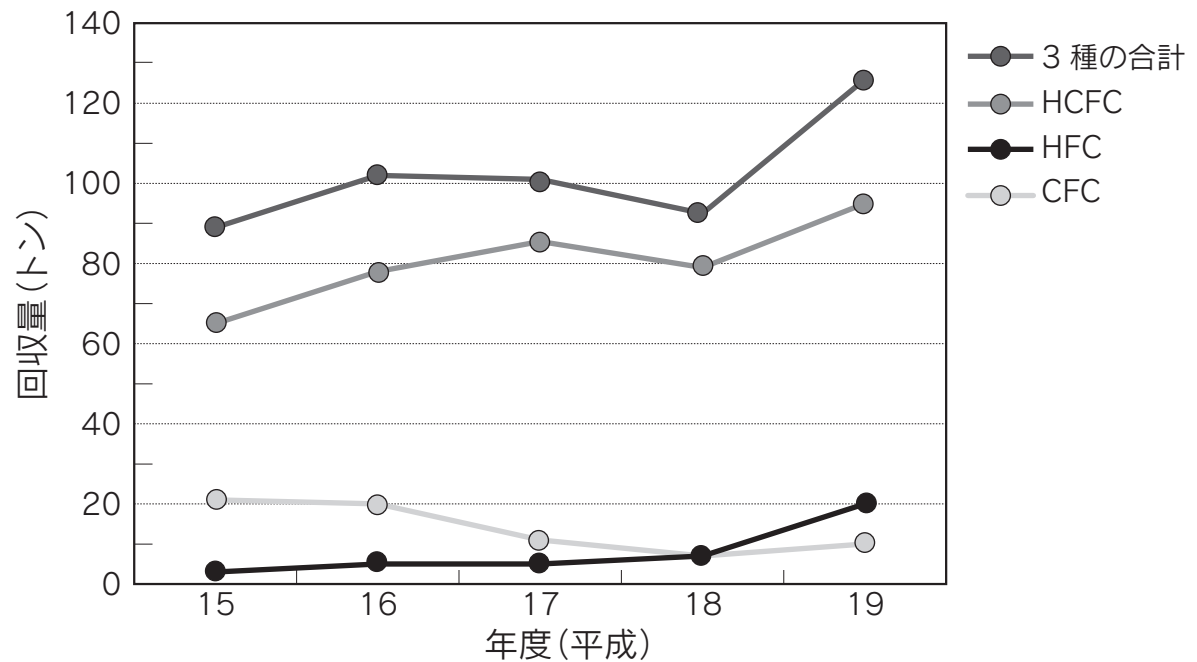
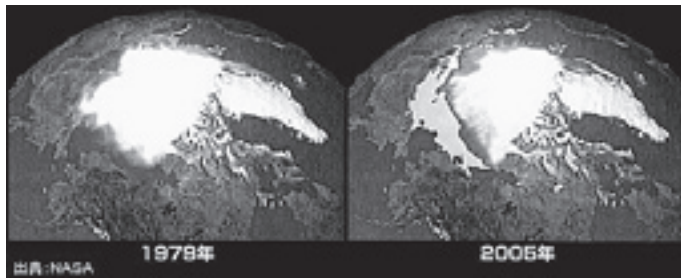


図 フロン類回収量の推移

- フロン類は二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)と比較して、数千倍の温室効果があります。  
地球温暖化防止のために、フロン類の回収・破壊は非常に重要です。



北極ではこの100年間で、気温が世界全体の平均気温の2倍の速さで上昇し、平均海氷範囲は、10年間あたり2.7%減少している。

海水が減少することで、ホッキョクグマが影響を受け、2006年レッドデータブックに追加された。

(チーム・マイナス6%ホームページ「地球温暖化が進んだ世界をあなたは想像できますか」より抜粋)



### 東京、大阪、神戸で被害も温暖化海面上昇で国連報告

【バンコク22日共同】住環境問題を扱う国連機関の国連ハビタット(UN-HABITAT、本部ナイロビ)は22日、地球温暖化に伴う海面上昇で、海拔の低い東京、大阪、神戸やニューヨークなど世界の主要都市が洪水被害に遭う危険性が高まると警告する「世界都市状況報告」を発表した。

同報告は、世界の全面積の2%に当たる海拔10メートル未満の低地に全人口の10%が居住し、世界の人口上位20都市のうち13の都市が沿岸部にあると指摘。特にアジア地域は、都市部の人口が海や川沿いに集中しており、洪水対策など緊急の対策が必要と強調した。

日本では、約2700万人が海拔10メートル未満の低地に住んでいるという。

報告は、温暖化に伴い1990-2080年に控えめに推定して海面が22-34センチ上昇するとし、2100年までに1メートル上昇するとの予想もあると指摘。

洪水対策の進展にもよると断りながらも、特に大阪、神戸、上海、米ニューオーリンズ、インドのムンバイ、コルカタやエジプトのアレクサンドリアなどが洪水に見舞われる恐れが大きいとした。貿易の基盤である港湾施設への深刻な被害が懸念される都市として東京、ニューヨーク、オランダのアムステルダムを挙げた。

(2008/10/23【共同通信】共同ニュースより引用)

### 編集部だより

平成20年4月1日から、事務局の連絡先が有害化学物質担当から規制担当へ変更になりました。

### 埼玉県フロン回収・処理推進協議会 事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁第三庁舎3階 (埼玉県環境部青空再生課規制担当内)

TEL: 048-830-3058 FAX: 048-830-4771

メール: a3050-09@pref.saitama.lg.jp

ホームページ: [http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BF00/fron/kyougikai\\_new.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BF00/fron/kyougikai_new.html)